

名古屋市久屋大通公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年11月13日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第109号

名古屋市久屋大通公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市久屋大通公園条例施行細則（令和元年名古屋市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「の市長の定める公園施設に設置する」を「に規定する」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年12月 1 日から施行する。